

令和8年度 大阪市教育委員会事務局 会計年度任用職員

(教育委員会事務局等における一般業務) 募集要項

1 募集人数

1名

2 業務内容

教育委員会事務局指導部教育活動支援担当における一般業務

- ・庶務業務（遞送・郵便、物品管理等）に関すること
- ・職員の出張及び旅費に関すること
- ・後援名義に関すること
- ・予算・決算に関するものの補助業務、各種事業の経費執行に関すること
- ・所管事業の実施等にかかる補助業務
- ・会計年度任用職員に関すること
- ・その他必要な事務

3 応募資格

(1) パソコンソフト（Word、Excel、Outlookなど）の操作ができる者

(2) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けたことがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 年齢、学歴は問いません。この職は日本国籍を有しない方も応募できます。ただし、日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2回まで更新可）

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

午前 9 時 00 分から午後 5 時 15 分（休憩 45 分）

週 4 日 30 時間

※ 勤務曜日及び勤務時間については原則固定し、超過勤務はありません。

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月 29 日～翌年 1 月 3 日）、月曜日から金曜日のうち指定する週 1 日

(3) 勤務場所

大阪市役所本庁舎 3 階（大阪市北区中之島 1-3-20）

(4) 報酬等

報酬（月額）	176,436 円～196,620 円
期末勤勉手当 (6 月、12 月に支給)	624,140 円～914,280 円 (6 月、12 月の合計額)
年収見込	2,741,372 円～3,273,720 円 (令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで)

※ 採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※ 期末勤勉手当は、1 年目は 3.5375 月分ですが、再度の任用がされた場合 2 年目以降は 4.65 月分となります。

※ 上記の他に通勤手当が支給されます。

※ 上記報酬等は、給与改定等により変更されることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12 日 付与期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
特別休暇	<p>【有給】</p> <ul style="list-style-type: none">・夏季休暇・忌引休暇・結婚休暇・配偶者分べん休暇・産前産後休暇・育児参加休暇・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 <p>【無給】</p> <ul style="list-style-type: none">・生理休暇・妊娠障害休暇・育児時間休暇・子の看護等休暇（注）・短期介護休暇（注）・ドナー休暇 <p>（注）別途取得要件あり</p>

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

(6) 社会保険

共済組合（健康保険）、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

- ・ 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
- ・ 営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

6 選考方法及び日時・会場

(1) 第1次選考（書類選考）

- ・ 申込書に記載の志望動機等により選考します。

※ 結果については合否にかかわらず全員に郵送により通知します。

(2) 第2次選考【第1次選考合格者のみ】

① 選考方法

面接

② 面接日

令和8年2月24日（火）

※ 応募者多数の場合は、別日となることがあります。

※ 詳細な時間・会場は、第1次選考結果とあわせて通知します。なお、変更には応じられません。

※ 合否については、受験者本人あてに送付します。なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

7 登録合格者について

合格者の他に、若干名を登録合格者（採用予定者）とし、通知します。

登録合格者には、令和8年度中に「教育委員会事務局等における一般業務」の補充採用を行うこととなった場合は、評定の上位者から順に採用連絡するものです（採用を保証するものではありません）。

なお、登録合格については、令和9年2月28日まで有効とします。

8 申込方法

○ 提出書類等

次の(1)から(3)の書類等を角形2号封筒に入れ、「教育委員会事務局等における一般業務任用申込書在中」と朱書きし、後掲の申込先まで送付してください。必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込んでください。

※ 次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

(1) 会計年度任用職員採用試験受験申込書 1通

※ 必要事項を記入し、過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽写真を貼付してください。

※ 申込書は、「大阪市ホームページ」よりダウンロードできます。

※ 両面印刷をしてください。

(2) 申し立て書 1通

※ 申し立て書は、「大阪市ホームページ」よりダウンロードできます。

(3) 受験票送付用として長形3号封筒 1通

※ 封筒に宛名を明記してください。宛名には「様」をあらかじめ記入してください。

※ 320円分の切手をあらかじめ貼り付けてください。

○ 受付期間

令和8年1月26日（月）から令和8年2月9日（月）まで〈受付期間最終日必着〉

※ 簡易書留にて後掲の申込先まで送付してください。

※ 受付期間最終日は持参による申し込みも受け付けます。

（受付時間は、午前9時30分から午後5時00分まで）

○ 申込先

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（大阪市役所3階）

※ Osaka Metro 御堂筋線、京阪本線「淀屋橋」下車 北へ100m

○ 結果の発表

合否については、受験者本人あてに送付します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

9 その他

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2) 受験に際して大阪市が収集した個人情報は、本選考の円滑な遂行のために用い大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- (3) 提出書類に不備がある場合は、正式な受付と認めません。なお、この場合に生じた申込みの遅延及び費用については一切責任を負いません。
- (4) 合格後、受験資格がないこと及び採用申込書等の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (5) 本採用は、令和8年度の予算の発効をもって有効とします。

10 問合せ先

大阪市教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当

電話番号 06-6208-9181

申込にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと